

伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合条例第3号

伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年伊達地方消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第15条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第16条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、伊達地方消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29条」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、
当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間
数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌
年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める
時間)

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例
で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た
時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定めた特別の事情は、配偶者が負傷又は疾
病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時
に予測することができなかった事情が生じたことにより同条第3項の規定による変更
(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学生就学の始期に達する
までの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事
由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。